

厚生労働省の性的指向及び性自認(性同一性)の理解促進に向けた取組

1. 事業主への啓発・指導のための取組

(1) 公正な採用選考

- LGBT等の性的マイノリティの方が、採用選考において、不当な取扱を受けることを防止するため、事業主向け啓発パンフレットに「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨を記載し、HPに掲載。

(2) 雇用管理上の措置

- 男女雇用機会均等法に基づくセクハラ指針において、被害を受ける方の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であれば、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントに該当する旨を明記。
- パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設等を内容とする改正労働施策総合推進法に基づく指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワハラに該当すると考えられる例として明記。
- 上記内容を記載したパンフレットやリーフレットを作成し、HPに掲載。

(3) 企業の取組事例等の調査・公表

- 職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するため、性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査する事業を実施。調査結果等をまとめた報告書・事例集・リーフレットを作成・公表し、周知。

2. 労働者や事業主からの相談対応・体制の整備

- 性的指向・性自認に関連する労働問題の相談先として総合労働相談コーナーを周知。
- 労働局職員がLGBT等についての理解を一層深めるために、全職員を対象とした研修を実施。また、ハローワークの職業相談窓口等において適切に対応できるよう、職員向けの啓発資料を作成し、配布。

3. 電話による相談支援(寄り添い型相談支援事業)

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに、必要に応じて対面による相談や相談者が各専門機関に相談する際に同行する等の支援を行っている。

【セクシュアルマイノリティについての年間相談件数(令和3年度)】23,303件(全相談件数195,993件の約12%)

4. 被保険者証等の取扱い

- 性同一性障害を有する方の被保険者証の取扱いについては、医療保険制度全体の統一的な対応として、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合には、戸籍上の性別を裏面のみに記載することや、戸籍名を裏面に記載した上で通称名を記載する等の表記方法の工夫をして差し支えない旨の通知を発出した。
- 被保険者証等により性別の確認ができる各種証等についても、多様な性的指向及び性自認に配慮する観点から、省令改正等を行い、性別欄を削除した。

5. 性別適合手術の保険適用

- 性同一性障害に対する性別適合手術については、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」に基づき、一定の施設基準を満たす施設において実施される場合について、保険適用とした。

6. 宿泊施設における配慮

- 旅館業法上、宿泊拒否事由に該当する場合を除き宿泊を拒んではならないとされており、性的指向や性自認等を理由に宿泊拒否がなされないよう、平成30年1月31日付けで、旅館業における衛生等管理要領を改正し、「宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否することなく、適切に配慮すること」を追記した。